

狛江市男女共同参画推進計画改定（素案）の概要について

◎改定の視点

- ・ 現行の計画をより市民にとって分かりやすくする。
- ・ あるべき姿と実効性を両立させる。
- ・ 新たに加える必要のある視点等を検討する。

◇構成

I 総論

1 計画の目的

2 計画改定の趣旨と背景

3 計画の位置づけ

- ・ 狛江市第4次基本構想・後期基本計画の個別計画
- ・ 人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例の趣旨を踏まえた男女共同参画分野に係る計画
- ・ 男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき市が策定する基本計画
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づき市が策定する基本計画－※1
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づき市が策定する推進計画－※2

4 計画の期間

令和7年度から11年度まで（5ヵ年計画）

II 現状と課題

- 1 狛江市の人口構成
- 2 男女の地位の平等感
- 3 ワーク・ライフ・バランスの現状
- 4 狛江市における女性の労働力率
- 5 男女共同参画社会づくりのために重要な施策
- 6 男女共同参画に関する理解
- 7 前計画の達成状況

Ⅲ 計画の基本的な考え方★

1 基本理念

【現行】誰もがともに認め合い、個人として尊重され、自分らしい生き方ができるまちを目指して

2 基本目標

◎①個人として尊重される社会の形成 I-3 ※1 (一部)

- ・パートナーシップ宣誓制度
- ・困難な問題を抱える女性への支援

◎②子育て・介護を支える環境の充実 I-3 ※2

◎③多様なライフスタイルの実現 I-3 ※2

- ・多様な働き方（テレワーク等）の推進・支援

④地域社会における男女共同参画の推進 I-3 ※2

⑤男女共同参画実現に向けた体制の強化

※◎は重点目標

3 重点目標の指標一覧

4 計画の体系

Ⅳ 計画の内容

- ・基本目標ごとの施策・取組みを記載

Ⅴ 参考資料